

土建国保の魅力

☆保険料は組合員本人の働き方（一部年齢）で一定額

独身者の場合 ※都内在住

- ・組合員本人(30代) ☆所得450万円/年
- ・外注手間請け



ひと月あたりの保険料は...

公営国保だと 約40,615円

土建国保だと **29,400円**

月約11,215円／年間約134,580円お得

※土建国保は組合費込み

☞所得320万円以上なら土建国保がお得に

- ・組合員本人(40代) ☆所得450万円/年
- ・外注手間請け



ひと月あたりの保険料は...

公営国保だと 約42,629円

土建国保だと **33,600円**

月約9,029円／年間約108,348円お得

※土建国保は組合費込み

☞所得300万円以上なら土建国保がお得に

家族の場合 ※都内在住

- ・組合員本人(30代・給与収入500万円/年)
- ・妻(30代・パート給与収入108万円/年)
- ・子供(小学生)・子供(幼児) ☆世帯所得400万円/年

給与収入で
608万円/年



ひと月あたりの保険料は...

公営国保だと 約46,689円

土建国保だと **38,800円**

月約7,889円／年間約94,668円お得

※土建国保は組合費込み

☞世帯所得356万円(給与収入で500万円)以上なら土建国保がお得に

- ・組合員本人(40代・給与収入550万円/年)
- ・妻(40代・パート給与収入108万円/年)
- ・子供(高校生)・子供(中学生) ☆世帯所得480万円/年

給与収入で
658万円/年



ひと月あたりの保険料は...

公営国保だと 約62,399円

土建国保だと **50,000円**

月約12,399円／年間約148,788円お得

※土建国保は組合費込み

☞世帯所得370万円(給与収入で518万円)以上なら土建国保がお得に

仕事やくらしで「困ったとき」は一人で悩まず 組合へ相談を！

☆毎月の組合費・国保料は「群会議」でのお支払いとなります

「群会議」とは

【日】 毎月14日～17日頃のなかで決まった日（所属先で異なります） 【時間】 原則、夜7時半～9時の間
【内容】 組合費・国保料の集金 および 組合からのお知らせを共有する（参加が必須となります）
【当月参加できない場合】 所属の群長さんか群会計さんに連絡し、どうするか確認する

※2か月未納が続くと、強制的に「脱退」となります

【2025年度】新加入 組合費・保険料 早見表

①組合費（本人） ※労働組合のみ加入（土建国保なし）の方は、この組合費だけです

<加入時の年齢> □24歳以下…6,000円/月 □25歳～64歳…7,000円/月 □65歳～74歳…5,980円/月 □75歳以上…4,980円/月

②土建国保料(本人)+国保入院共済

働き方		保険料区分	住所	保険料/月
□ 法人事業所の代表者	□ 法人事業所の代表者で、前年の所得が200万円～250万円以下 ※あてはまる場合、「課税証明書」を添付し変更申請をすることで適用されます	法人A種	都内 都外	¥39,550 ¥41,850
		法人B種	都内 都外	¥35,850 ¥38,150
	□ 法人事業所の代表者で、前年の所得が200万円以下 ※あてはまる場合、「課税証明書」を添付し変更申請をすることで適用されます	法人C種	都内 都外	¥31,650 ¥33,950
	□ 個人事業所の事業主	第1種	都内 都外	¥33,450 ¥35,750
	□ 個人事業所の事業主で、前年の所得が200万円以下 ※あてはまる場合、「課税証明書」を添付し変更申請をすることで適用されます	第2種	都内 都外	¥27,250 ¥29,550
	□ 法人事業所の役員（社長以外）			
	□ 一人親方（材料持ち出し等、請負をされている個人の方）			
□ 外注手間請け □ 事業所の従業員	□ 35歳以上 1990(H2)年4月1日以前の生まれ	第3種	都内 都外	¥22,250 ¥24,550
		第4種	都内 都外	¥22,250 ¥24,550
	□ 30～34歳 1990(H2)年4月2日～1995(H7)年4月1日の生まれ	第4種	都内 都外	¥22,250 ¥24,550
	□ 25～29歳 1995(H7)年4月2日～2000(H12)年4月1日の生まれ	第5種	都内 都外	¥16,150 ¥18,450
	□ 20～24歳 2000(H12)年4月2日～2005(H17)年4月1日の生まれ	第6種	都内 都外	¥12,150 ¥13,350
	□ 19歳以下 2005(H17)年4月2日以降の生まれ	第7種	都内 都外	¥9,350 ¥10,550
	※4/1時点の年齢で当該年度の保険料区分が変わります			

☑土建国保の加入者のみ(毎月) 国保入院共済 ¥150

③土建国保料（家族） ※4/1時点の年齢により当該年度の保険料区分が変わります

年齢（4/1時点）	保険料区分	保険料/月	1人	2人	3人
□ 23～59歳の【男性】 1965(S40)年4月2日から2002(H14)年4月1日の生まれ	成人男性	¥12,100	⇒ ¥12,100	⇒ ¥24,200	⇒ ¥36,300
□ 18～74歳の【女性】 18～22歳、60～74歳の【男性】 【女性】2007(H19)年4月1日以前の生まれ 【男性】2002(H14)年4月2日から2007(H19)年4月1日の生まれ、1965(S40)年4月1日以前の生まれ	一般	¥4,600	⇒ ¥4,600	⇒ ¥9,200	⇒ ¥13,800
□ 15～17歳 2007(H19)年4月2日から2010(H22)年4月1日の生まれ	高校生相当	¥3,800	⇒ ¥3,800	⇒ ¥7,600	⇒ ¥11,400
□ 12～14歳 2010(H22)年4月2日から2013(H25)年4月1日の生まれ	中学生相当	¥3,800	⇒ ¥3,800	⇒ ¥7,600	⇒ ¥11,400
□ 7～11歳 2013(H25)年4月2日から2018(H30)年4月1日の生まれ	小学生相当	¥3,000	⇒ ¥3,000	⇒ ¥6,000	⇒ ¥9,000
□ 3～6歳 2018(H30)年4月2日から2022(R4)年4月1日の生まれ	幼児	¥1,800	⇒ ¥1,800	⇒ ¥3,600	⇒ ¥5,400
□ 2歳以下 2022(R4)年4月2日以降の生まれ	乳児	¥1,800	⇒ ¥1,800	⇒ ¥3,600	⇒ ¥5,400

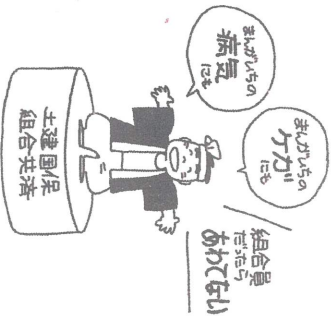
※家族の保険料は、5人目から免除となります。高額順に4人目まで徴収します

④介護保険料（該当者のみ） ※40～64歳の土建国保加入者(本人・家族)の介護保険料は土建国保で徴収します

被保険者	保険料/月	1人	2人	3人
40～64歳の組合員と家族	一人あたり ¥4,200	⇒ ¥4,200	⇒ ¥8,400	⇒ ¥12,600

※65歳以上の介護保険料は、市区町村から徴収されます

毎月の納入金額はいくらか
計算してみましょう



①組合費

¥

②本人保険料

¥

+ 入院共済 150円

③家族保険料

¥

④介護保険料

¥

ひと月のお支払い合計

¥

◎組合費・国保料は、毎月の「群会議」でのお支払い

ご加入月の納入金額

加入金 500円 + 初月分

¥

《 2025年度 新加入の必要書類等一覧表 》

①東京土建組合に加入の場合

☐ 組合加入申込書

《 組合費の内訳 》

☐ 組合費 以下の加入時年齢に応じて

- ☐ 24歳以下……………¥6,000
- ☐ 25歳から64歳…¥7,000
- ☐ 65歳から74歳…¥5,980
- ☐ 75歳以上……………¥4,980

組合費・分会活動費	どけん共済	どけん生命共済
¥4,475 (~24歳) (75歳~)	¥1,005 A型(~59歳) S型(60~64歳) ¥505 B型(65歳~)	・病氣給付 ・私傷給付 ・結婚祝金 ・出産祝金 ・新入学祝金 ・資格祝金 など
・どけんファミリーカード ・税金経営相談 ・無料の法律相談 ・融資相談・申請 ・求人・求職 ・求人・求職 ・不払い相談 など		・死亡時 80万円 ・重度障害 80万円

※加入月のみ別途加入金500円有り

②東京土建国保（組合+国保）に加入の場合

☐ 組合加入申込書

☐ 住民票 【世帯全員】で「マイナンバー（個人番号）」「続柄」の記載があるもの 1通

※交付3か月以内のもの。

※外国籍の方がいる場合、国籍・在留情報・在留期間を記載 → 記載なしの場合「在留カード」（表・裏）の写しが必要

★在留資格が「特定活動」の場合、「指定書」が必要となります

※住民票にマイナンバー（個人番号）の記載が無い場合、

別途マイナンバーの「通知カード」または「個人番号カード」の写しが必要

☐ 保険証 住民票上の家族全員分の保険証の写し

★社保・健保をやめて土建国保に加入の場合は「健康保険資格喪失証明書」が必要

☐ 職種証明書類 建設業で働いていることを示すもの（いずれか一つ）

☐ 確定申告書の写し

※税務署の收受印（電子申告の場合は受付番号がわかるもの）があり、業種確認ができる直近年度のもの

☐ 一人親方労災加入証の写し

※一人親方労災に同時に加える場合は「運転免許証」の写しが必要

☐ 発注書や請求書の写し

☐ 業務委託（外注）証明書

☐ 組合費・土建国保料 裏面参照

☐ ゆうちよ口座（記号・番号） 組合加入者本人名義のもの ※後日登録も可



☐ その他の加入条件に依りて

☐ 都外（茨城・埼玉・千葉・神奈川・山梨県在住）に在住の場合 ⇒ 都内在勤証明書

☐ 厚生年金を適用する場合（⇒適用除外承認申請）

☐ マイナンバー（個人番号） ☐ 給与見込額（確認） ☐ 横判・代表者印（適用事業所のもの）

※配偶者を厚生年金の扶養に入れる場合（⇒第3号の手続き）配偶者の「マイナンバー（個人番号）」が必要